

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出手続き

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民票を移すことができない方は、申出により、同伴者の分も含めて現在居住している住所でギフトカードを受け取ることができます。

1. 申出期間

令和8年2月6日（金）まで

2. 申出できる方の要件

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- ③住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

3. 申出方法

「令和7年度君津市物価高対応ギフトカード受領に係る申出書」に次の①および②の書類を添えて郵送または窓口で提出してください。

- ①配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として次のいずれか

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されている必要があります。

- ・保護命令決定書の謄本または抄本
- ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書

- ②公的身分証明書の写し

4. 提出先

299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

君津市役所 1階

市民生活課 ギフトカード給付窓口